

令和6年度 指定管理業務(ソフト充実型)評価票

住吉公園	【指定管理者】 都市公園住吉公園指定管理共同体	【指定期間】 令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日	【所管課】 鳳土木事務所 都市みどり課
------	----------------------------	------------------------------------	------------------------

【管理状況(概観)】
 ○施設の設置目的に沿い、適切に公園を運営した。特に汐掛道沿いの公園の魅力向上のために、季節の植物を見て楽しめる「花野の小道」を指定管理自ら整備した。
 ○昨年度大きく取り組んだ都市公園制度制定150周年記念事業を一過性のものとせず、継続している。
 ○施設の維持管理は良好で、花壇管理などの植物管理についても適切に実施した。
 ○利用者満足度調査の全体的な満足度については良好で、財政基盤および管理体制についても管理業務を遂行する上で概ね問題はみられなかった。

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価		施設所管課の評価		【住吉公園】 評価委員会の指摘・提言
		評価 (S~C)		評価 (S~C)		

I 提案の履行状況に関する項目

(1) 施設の設置目的及び管理方針	管理に関する基本的な考え方に沿った管理運営が出来たか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(2) 平等な利用を図るための具体的手法・効果	平等利用に努めたか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果	公園利用者の利便性の向上がなされたか(応募時に提案した利用者増加のための工夫がなされたか、魅力的なプログラムに取り組んだか。スポーツ施設等の稼働状況を踏まえた、今後の運営への反映に取り組まれているか) ※公園を特徴づける有料施設等の稼働率の確認。来園者数の確認。 ※イベント等の実施回数及びイベント等の参加者数の確認。 ※隣接する府民の森や公園、施設等の連携による利用促進がなされたか(該当公園のみ) ※平日駐車場の利用促進がなされたか(該当公園のみ)	公園立地や特性を活かし、周辺地域と一体となった歴史的・文化的価値の情報発信に重点を置き、利用促進に努めている。今年度はP-PFI事業者により住吉公園汐かけ横丁がオープンしたが、各種イベントや公園SNSでのPR協力や施設トラブル時には応急対応をするなど事業者と積極的に連携を図った。有料施設の稼働率は、テニスコート53.5%、軟式野球場44.7%、運動場76.6%、体育館73.9%である。年間来園者数は11月末時点で641,019人で、イベントは18回実施され、参加者は221人だった。従来の公園施設だけでなく、P-PFI施設と連携し、紙媒体に加え、HPやSNSでの情報発信を行い、利用者サービスの向上を図っている。	S	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿って管理・運営をするともに、提案以上の取り組みを実施した。 【2】通常の指定管理業務での利便性向上の取組みに加えて、指定管理業務外であるP-PFI事業についても、事業者と連携してイベントの調整や公園SNSにてP-PFI事業地の発信を行い、公園の魅力向上に努めたことは評価に値する。	S	施設所管課評価は適正である。指定管理業務外であるP-PFI事業において、事業者と連携してイベントの調整や公園SNSにて発信を行い、公園の魅力向上に努めたことは大きな成果である。引き続き、施設所管課と協力し、P-PFI事業者と連携した公園の魅力向上が図られることを期待している。
	自主事業の実施状況(応募時に提案した自主事業に取り組んでいるか、また、その実施状況について確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	トラブルの未然防止や、発生した際の処理方針、今後の管理への反映がなされたか(接客等の職員研修の実施状況、苦情件数や対応処置の記録についての確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	草地管理、芝生地管理、樹木管理、花壇管理について、良好な管理を行ったか(頻度・時期及び技術について確認。将来も含めた植物の育成が図られているかの確認。利用や景観への配慮がなされているかの確認。)	草刈りは府営公園管理要領の基準を上回る頻度で実施している。芝生の管理は年12回の予定で、8回完了している。樹木の管理では、老木や大木化した樹木に注意し、汐掛道沿いは特に重点管理を行っている。新たに「花野の小道」散策路を造成し、季節感を楽しめるスポットとして公園の活性化を図った。利用者目線を重視し、倒木などの問題が起きないように管理を徹底している。	S	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 【2】提案内容が昨年度同様であり、また提案通りの取り組みである。「花野の小道」については下記「その他創意工夫」項目にて評価	A	施設所管課評価は適正である。
(4) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	園内清掃について、良好な管理を行ったか(頻度・時期及び技術について確認。利用や美観への配慮がなされているかの確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	プールの運営、維持管理について、良好な管理を行ったか。					
	運動施設について、良好な管理を行ったか(頻度および技術について確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	特殊庭園について、良好な管理を行ったか。(頻度・時期及び技術について確認。将来も含めた植物の育成が図られているかの確認。)					
	重要公園施設について、良好な管理・運営を行ったか。					
	管理対象外施設である海岸管理者との連携や海岸利用者について応募時の提案を実施できたか。					
	自然環境の維持創出、自然環境学習の取組について応募時の提案を実施できたか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	利用者の安全確保対策の具体的方策(日常巡視や定期点検、瑕疵の早期発見、事故の未然防止及び早期対応、衛生管理や防犯対策などが適格に実施できたか。適正なタイミング・手法の補修が実施されたか。予防保全となる対応について)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
危機管理体制(非常時対応について、訓練や研修を実施したか。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。	

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価		【住吉公園】 評価委員会の指摘・提言	
			評価 (S~C)	評価 (S~C)		
(5) 府政策との整合	応募時の提案を実施できたか。 ①府公共事業への協力②就労支援③障がい者雇用率④知的障がい者の継続雇用⑤府民参加・NPOとの協働⑥環境問題	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。

II さらなるサービスの向上に関する事項

(1) 利用者満足度調査等	アンケート結果はどうであったか。これを受けてより満足度を向上させるために、どのように取り組むか。	植物管理に関しては不満がほぼなく、花壇や花木については96.3%の利用者が満足またはやや満足と回答している。公園全体に対する評価も非常に高かった。	A	公園の全般的な満足度は1.57で、高い評価を得ている。	A	施設所管課評価は適正である。
	前年度のアンケート結果に対して、より満足度を向上させるために、どのような取組を行ったか。	カフェ等の要望が多かったが、P-PFI事業者が夕かけ横丁が6月末にオープンしたことで、要望に応えることができた。また、ベンチの設置要望に対しては、遊戯場パワゴラ下のベンチを藤棚下と運動場横に移設し、利便性向上を図っている。今後も大阪府、P-PFI事業者、指定管理者の運営会議で調整し、より良い公園運営を目指す。	A	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 【2】P-PFI事業者との連携については、上記別項目で評価。	A	施設所管課評価は適正である。
(2) その他創意工夫	提案した事項以外に行った業務があるか。	2018年の台風21号の被害を受けた細井川沿いに「紅葉の回廊」を整備し、12月に通算4回目の植付けや移植を行う予定である。また7月には汐掛道沿いに、銀杏や秋の七草を楽しめる散策路として「花野の小道」整備した。この小道を職員自作の竹ランタンで点灯したり、ペットボトルランタンづくり講座にて30人の参加者が作成したランタンを飾り、汐掛道沿いの活性化を図った。これらの取り組みは住吉公園の歴史的景観にふさわしい新スポットとして、夏の風物詩となった。	S	【1】府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿って管理・運営をするとともに、提案以上の取り組みを実施した。 【2】「花野の小道」を整備し汐掛道沿いの景観向上を図るとともに、秋の七草を学ぶ機会の創出や竹ランタンのライトアップイベントを行い公園の活性化を図ったことは評価に値する。また、都市公園制度制定150周年を機に関係を構築したプラットフォームと協力した歴史文化を蓄積していく活動を、150周年を境に一過性のものとするのではなく、継続して実施している点も評価できる。	S	施設所管課評価は適正である。「花野の小道」を整備し汐掛道沿いの景観向上を図るとともに、秋の七草を学ぶ機会の創出や竹ランタンのライトアップイベントを行ったことは公園の活性化を図った優れた取組みと考えられる。

III 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目

(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の程度	収支は予定どおりか。支出超過、収入不足となっていないか。支出計画に沿った支出配分がなされているか。	事業実施計画書に沿った適正な予算管理が出来た。	A	六半期報告書にて収支がマイナスではないことを確認しており、事業実施計画書に沿った適正な予算管理が出来ていると判断。	A	施設所管課評価は適正である。
(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	管理体制表及び職員配置計画(応募時に示した管理体制を構築したか。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理体制及び職員体制を構築した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理体制及び職員体制を構築した。	A	
	必置技術者等の配置(技術者を配置したか。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に必置技術者等を配置した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に必置技術者等を配置した。	A	
	労働災害等未然防止のための管理運営(外注・下請けを含む職員の労働災害や維持管理業務に起因する来園者事故など公衆災害の発生はなかったか。また、従業員への安全教育・訓練の実施状況について確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切な管理運営を行った。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営が行われている。	A	施設所管課評価は適正である。
(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤	法人等の経営状況(経営状況に問題は無いのか。指定管理業務の継続に影響を与えないか。)	物価高騰や最低賃金の上昇、人手不足による賃金上昇がコスト増加の要因となっているが、法人の経営そのものに影響が出る恐れはない。	A	経営状況に問題は無い。	A	施設所管課評価は適正である。構成団体の財政状態は良好である。